

## 令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要

国立大学法人三重大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表するとともに、環境大臣に通知する。

### 1. 令和元年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

### 2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物の設計、産業廃棄物処理に係る契約のうち、該当するものは以下のとおり。

#### ○建築物の設計に係る契約

建築物の設計に関する契約4件について、環境配慮型プロポーザル方式を導入した大規模改修を行う契約を締結した。

### 3. その他の環境配慮契約に係る事項

○ 環境省主催の環境配慮契約法基本方針説明会及びグリーン購入法基本方針に係るブロック別説明会に参加する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止となったが、後日環境省が作成した説明動画を視聴した。

○ 学内に対して、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。